

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年2月2日（平成27年（行個）諮問第14号）

答申日：平成28年12月5日（平成28年度（行個）答申第138号）

事件名：特定被相続人の相続税に関して本人が受けた税務調査に係る書類の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成24年7月から行われた特定被相続人（特定年月日死亡）の相続税に対して開示請求者が受けた税務調査（以下「本件税務調査」という。）に係る調査関係書類一式（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成26年9月26日付け特定記号1-662により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。（審査請求人が添付している資料は省略する。）

（1）法14条2号により不開示となった部分について

ア 審査請求人は、平成26年9月4日、特定税務署長が、平成26年7月8日、無申告加算税の賦課決定したことに対して、国税通則法66条1項ただし書所定の「正当な理由」があることを理由に全部取消しを求めて異議申立てをし、その裏付け調査のために、保有個人情報請求をした。

かかる保有個人情報開示請求に対し、特定税務署長は、法14条2号を根拠に、開示対象文書の一部を不開示とした。

イ しかし、当該不開示部分は、法14条2号イ（慣行として開示請求者が知ることが予定されている情報）に該当するため、開示しなければならない。

「知ることが予定されている情報」とは、実際には知られていないが、将来的に知ることが予定されている場合である。

当該不開示部分は、開示請求者以外の者の情報に関するものであるが、本件における開示請求者以外の者とは、開示請求者の共同相続人であり、相続人は、被相続人の遺産に関し調査する権限を有する以上、当該不開示部分に係る情報は、共同相続人間においては当然に明らかにされることが予定されている情報に尽きる。

したがって、当該不開示部分は、法14条2号イに該当するため、開示しなければならない。

(2) 法14条7号により不開示となった部分について

- ア 特定税務署長は、審査請求人の保有個人情報開示請求に対し、法14条7号柱書き及びイを根拠に、開示対象文書の一部を不開示とした。
- イ しかし、当該不開示部分は、法14条7号柱書き及びイに該当するものではないため、開示しなければならない。

法14条7号柱書きに該当するか否かは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかにより判断されなければならない。

そこで、「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を判断する上では、同号各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定、趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を考慮した上で、「適正な遂行」といえるものでなければならない。

また、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

審査請求人が、本件開示請求をした理由は、相続税の無申告加算税の賦課決定に対して「正当な理由」を主張するための裏付け調査のためである。開示請求で得た資料の使い途が明らかな本件においては、税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不定手口の巧妙化を図ったりするなどの「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」はなく、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性は認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書き及びイに該当するものではないため、開示しなければならない。

- ウ なお、14条7号柱書き及びイを不開示条項としておきながら、不

開示とした理由について、取引先等の関係者から信頼を失い情報提供や税務調査への協力が得られなくなると述べている部分がある。

「開示しないとの条件で任意に提供されたものである」として、法14条3号口に該当すると述べるならともかく、同条7号とは何ら関係のない事情である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件開示請求の経緯等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対し、平成24年7月から行われた特定被相続人（特定年月日死亡）の相続税に対して開示請求者（審査請求人）が受けた税務調査に係る調査関係書類一式に記載されている開示請求者（審査請求人）の保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件文書に記載された保有個人情報を審査請求人が開示を求める保有個人情報として特定し、平成26年9月26日付け特定記号1-662により、別表1の不開示とした部分について、法14条2号、7号柱書き及びイに該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行っている。

これに対して、審査請求人は、原処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めていることから、以下、原処分において不開示とした部分（以下、第3において「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性を検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 法14条2号について

法14条2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる者を含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(イ) 別表1に掲げる部分について

本件不開示部分のうち、別表1において処分庁が法14条2号に該当するとした部分には、審査請求人以外の取引先その他の関係者など、特定の個人の氏名、住所、生年月日、整理番号等が記載さ

れており、これらの情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号の不開示情報に該当するものと認められることから不開示とすることが相当である。

イ 法14条7号該当性

(ア) 法14条7号について

法14条7号柱書き及びイは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの、その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(イ) 別表2に掲げる部分について

別表1において処分庁が法14条7号柱書き及びイに該当するとした部分のうち、別表2に掲げる部分については、開示したとしても、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、同条7号柱書き及びイの不開示情報に該当しないことから、開示することが相当である。

(ウ) 別表2に掲げる部分以外の不開示部分について

別表1において処分庁が法14条7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分以外の部分については、審査請求人の相続税に係る決定処分を行うに当たり、反面調査をも含めた税務調査の対象が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

税務調査においては、調査対象者と第三者との取引内容等について税務申告に適正に反映されているかを確認する目的で、第三者に対して反面調査等が実施されることがある。

したがって当該不開示部分を調査対象者に開示すると、国税当局が行った調査方法及び国税当局が自らの課税に関する情報をどの程度把握しているかといった情報を推察させることとなる。

その結果、不正な手口により正規の税の支払いを免れようとする一部の納税者においては、今後の自らに対する税務調査への対策を講じることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関

し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

加えて、当該不開示文書に係る情報の中には、国税当局が審査請求人以外の者の協力を得て入手したものが含まれており、これらの情報は、重い守秘義務に担保された税務行政に対する信頼に基づいて提供を受けたものであり、その内容が公にされた場合には、このことを知った納税者においては、国税当局への信頼を失い、じ後、国税当局への情報提供をちゅうちょし、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

(3) 結論

以上のことから、本件不開示部分のうち、別表2に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については、法14条2号並びに7号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当するとして不開示としたことは妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 補充する理由について

平成27年2月2日付け課資1-8の諮問書に添付して提出した理由説明書の別紙1（税務調査関係書類に関して原処分で不開示とした部分とその理由等）において不開示とした部分（別表1（原処分で不開示とした部分とその理由等））のうち、別表3の番号1ないし番号4に掲げる部分については、原処分において法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとして不開示とした部分であるが、同号イにも該当すると認められ、別表3の番号5及び番号6に掲げる部分については、原処分において法14条2号の不開示情報に該当するとして不開示とした部分であるが、同条7号イにも該当すると認められるため、以下に補充して説明する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条7号イ該当性

法14条7号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

イ 別表3の番号1ないし番号4に掲げる部分について

別表3の番号1ないし番号4に掲げる部分は、確定申告書における

税務署整理欄の一部であるところ、当該部分の情報については、還付留保等の国税当局における税務審査や処理方針に係る情報であって、いずれも審査請求人が承知している情報とは認められず、当該情報が開示された場合、国税当局における確定申告書に係る審査の内容やチェック機能の一端が明らかとなり、他の情報と組み合わせるなどして、確定申告書に係る審査の内容や傾向等を推認させる可能性は否定できない。

したがって、別表3の番号1ないし番号4に掲げる部分については、開示されることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められ、法14条7号イの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 別表3の番号5及び番号6に掲げる部分について

別表3の番号5に掲げる部分は、国税当局における調査対象者の管理に係る情報であり、別表3の番号6に掲げる部分は、国税当局が収集した資料であると認められるところ、これらの情報は、いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものといえ、いずれも審査請求人が承知している情報とは認められず、当該部分が開示された場合、税務調査上の着眼点や具体的調査方法等が明らかとなるため、一部の納税者が、じ後の税務調査への対策を講じたり、不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、別表3の番号5及び番号6に掲げる部分は、法14条7号イの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 結論

以上のことから、別表3に掲げる部分については、別表3に記載した不開示理由が認められ、原処分において不開示としたことは妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成27年2月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月21日 | 審議 |

- ④ 平成28年9月30日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年11月2日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年12月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部が、法14条2号並びに7号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当するとして、一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、本件対象保有個人情報の全部の開示を求めているものと解されるが、諮問庁は、原処分において不開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については開示することが相当とし、その余の部分は、法14条2号並びに7号柱書き及びイの不開示情報に該当するとして、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分（以下「不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件対象文書に係る開示実施文書を確認したところ、原処分（開示決定通知書）において不開示とする旨明記されていない部分（1分冊目134頁の「年月日（手続名）」欄の2枠目）が不開示とされていることが認められた。当該部分は、原処分に係る開示決定通知書上、不開示とする旨明記されていない以上、原処分において開示されたものと解すべきであるから、本件審査請求の対象外と解されるので、当審査会では、当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

もとより、原処分については、開示決定通知書に記載されたとおりの内容で行われたものと解すべきであり、行政不服審査法40条5項ただし書の規定により、審査請求を受けて原処分を審査請求人の不利益に変更することはできないことから、諮問庁が審査請求に対する決定において、原処分が開示することとされた部分を不開示に変更することはできない。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 1分冊目

ア 別表1の1の番号35に掲げる部分について

別表1の1の番号35に掲げる部分には、特定被相続人個人に対して国税当局が付した整理番号及び特定被相続人個人の振替納税利用の有無が記載されており、これらの情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

これらの情報は、特定被相続人個人に関する情報であり、審査請求

人が特定被相続人の相続人であるとしても、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項の部分開示の可否について検討すると、当該特定被相続人の氏名が既に開示されていることから、当該部分について部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分について

本件文書のうち1分冊目は、本件税務調査全体の処理に関する決裁文書（決議書）を始め、その添付資料として、本件税務調査の経過や調査結果を記載した資料、相続財産の算定資料、審査請求人等との応接状況等を記録した資料及び反面調査で取得した資料等が編てつされており、本件税務調査の関係書類を総括した内容のものであることが認められる。

また、1分冊目の不開示維持部分は、本件税務調査の経過や調査結果の処理に関する情報、国税当局部内における税務調査に関する個別管理の情報、審査請求人以外の者に対する質疑応答に関する情報、並びに上司等への事案の説明及び上司等からの指示に関する情報、反面調査に関する情報等が記載されていることが認められる。

これらの情報は、国税当局が、どのような視点、順序を経て税務調査を行い、調査資料等を収集し、その調査結果に応じてどのように審議、検討していくかなど、税務調査の着眼点、調査の範囲、規模を含む具体的な調査方針、調査方法等が記載されており、いずれも審査請求人が承知している情報とは認められず、いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものといえる。

そうすると、これらの部分を開示した場合、税務調査の着眼点、具体的調査方法、検討方法等が明らかとなるにとどまらず、審査請求人が保有する情報や本件相続税調査の過程で知り得た情報と組み合わせることにより、国税当局の思考過程の一部が推察されることとなるため、不正手口の巧妙化を図ることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示維持部分は、法14条7号イの不開示情報に該当するため、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでも

なく、不開示とすることが妥当である。

(2) 2分冊目

ア 別表4の番号1及び番号2に掲げる部分について

別表4の番号1及び番号2に掲げる部分は、原処分で既に開示することとされている情報と同一の情報であり、これらの部分が開示されたとしても、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれ又は税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、法14条7号柱書き及びイのいずれの不開示情報にも該当するとは認められず、開示すべきである。

イ 別表1の2の番号21及び番号22に掲げる部分について

別表1の2の番号21及び番号22に掲げる部分には、審査請求人以外の特定の個人の氏名等及び特定被相続人の所得等の状況等が記載されており、これらの情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

これらの情報は、本件税務調査に係る資料に記録された個別具体的な情報であり、審査請求人と当該特定の個人がいずれも特定被相続人の共同相続人であったとしても、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法15条2項の部分開示について検討すると、当該部分のうち、氏名は個人識別部分であるため部分開示の余地はなく、その余の部分も、これを開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから部分開示することはできない。

したがって、当該部分は法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ その他の部分について

本件文書のうち2分冊目は、本件税務調査について、調査の準備段階に関する資料、調査過程での経過状況・調査内容を記載した資料等の内容であることが認められる。

また、2分冊目の不開示維持部分のうち、上記ア及びイを除く部分には、①調査の準備段階に関する情報（税務調査の着眼点及び参考情報並びに資料情報及び調査計画等）及び②調査過程で把握・検討した

事項に関する情報（調査経過，審査請求人以外の者に対する質疑応答等に関する情報及び国税当局部内での検討内容等）が記載されていることが認められる。

これらの情報には，国税当局が，どのような視点，順序を経て税務調査を行い，調査資料等を収集し，その調査結果に応じてどのように審議，検討していくかなど，税務調査の着眼点，調査の範囲，規模を含む具体的な調査方針，調査方法等が記載されており，いずれも審査請求人が承知している情報とは認められず，いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものといえる。

そうすると，これらの部分を開示した場合，上記（１）イと同様の理由から，租税の賦課又は徴収に係る事務に関し，国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法１４条７号イの不開示情報に該当するため，同条２号及び７号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

（３）３分冊目ないし８分冊目

本件文書のうち，３分冊目ないし８分冊目の不開示維持部分は，本件税務調査において，国税当局が反面調査等により取得若しくは収集又は作成した文書等に記録された保有個人情報であると認められる。

これらの情報には，国税当局が，本件税務調査において，いつ，どのような文書等を，どの程度の規模で収集したかなどの反面調査に関する情報が記載されるとともに，それらの収集した文書等をどのように検討したかなどの情報が個別具体的に記載されており，いずれも審査請求人が承知している情報とは認められず，いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものといえる。

そうすると，これらの部分を開示した場合，上記（１）イと同様の理由から，租税の賦課又は徴収に係る事務に関し，国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該不開示維持部分は，法１４条７号イの不開示情報に該当するため，同号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

（４）９分冊目

ア 別表４の番号３に掲げる部分について

別表４の番号３に掲げる部分は，国税当局が反面調査により地方公共団体から収集した審査請求人の住民票が編てつされており，審査

請求人の氏名等の情報が記載されていることが認められる。

当該部分の情報は、本件開示請求に基づき既に開示することとされている情報と同一の情報であり、これらの部分を開示したとしても、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ、違法又は不当な行為の発見を困難にするおそれや税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法14条7号柱書き及びイの不開示情報には該当しないことから、開示すべきである。

イ 別表1の5の番号8ないし番号10に掲げる部分について

別表1の5の番号8ないし番号10に掲げる部分は、審査請求人以外の特定の個人の氏名等及び特定被相続人の所得等の状況等が記載されており、これらの情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

これらの情報は、本件税務調査に係る資料に記録された個別具体的な情報であり、審査請求人と当該特定の個人がいずれも特定被相続人の共同相続人であったとしても、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法15条2項の部分開示について検討すると、当該部分のうち、氏名は個人識別部分であるため部分開示の余地はなく、その余の部分も、これを開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから部分開示することはできない。

したがって、当該部分は法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 別表1の5の番号22ないし番号24に掲げる部分について

(ア) 別表1の5の番号22ないし番号24に掲げる部分は、審査請求人の平成19年分ないし平成25年分の所得税の確定申告書及び収支内訳書のフッター部分に印字された情報の一部であると認められる。

(イ) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

A 当該申告書等は、電子申告システムを使用して提出されたものであり、これらは電子データにより保管されている。

そして、当該申告書等の電子データを印刷した場合、フッター

部分に、その印刷を行った税務職員のIDの情報（以下「職員ID情報」という。）が印字されるシステムとなっている。

B 電子申告システムを含む国税が管理する情報システム全般（以下「国税情報システム」という。）においては、秘匿性の高い個人情報等を取り扱っている関係上、情報の暗号化やネットワークへのアクセス制限、情報システムの利用制限等の様々な措置を講じることで、情報セキュリティの確保が図られており、その措置の一つとして、税務職員は、電子申告システムを使用（アクセス）する場合、職員ID情報及びパスワードの認証機能が必要とされている。

C このような国税情報システムの管理の下、仮に職員ID情報が公にされた場合、認証機能の一つが解除されたに等しい状況となり、正当な利用者になりすまして不正な利用等を企てる者に対して、不正アクセスの端緒を開くこととなる。その結果、同システム内に保存された情報の漏えい又は情報操作が可能となるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、職員ID情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

(ウ) 上記の諮問庁の説明からすると、職員ID情報は、国税情報システムの情報セキュリティを確保する上で重要な情報の一つであり、当該情報が開示された場合、同システム内に保存された情報の漏えい又は情報操作が行われる可能性は否定できない。

したがって、職員ID情報については、当該部分を開示した場合、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該部分は法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

エ その余の部分について

本件文書のうち9分冊目は、本件税務調査について、調査の準備段階に関する資料及び審査請求人の確定申告書等であることが認められる。

また、9分冊目の不開示維持部分のうち、上記アないしウを除く不開示維持部分は、①調査の準備段階に関する情報（税務調査の着眼点及び参考情報並びに資料情報及び調査計画）及び②審査請求人の確定申告書に記載された国税当局の部内管理情報であると認められる。

これらの情報は、国税当局の税務調査の着眼点、調査の範囲、調査方針及び調査方法等といった税務調査における手の内情報並びに国税当局の税務審査や処理方針に係る情報であり、いずれも審査請求人が

承知している情報とは認められない。

そうすると、これらの部分を開示した場合、上記（１）イと同様の理由から、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示維持部分は、法１４条７号イの不開示情報に該当するため、同条２号及び７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（５）１０分冊目

ア 別表１の６の番号１１ないし番号１８に掲げる部分について

別表１の６の番号１１ないし番号１８に掲げる部分は、審査請求人以外の特定の個人の氏名及び応答状況等並びに特定被相続人の所得等の状況等が記載されており、これらの情報は、法１４条２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

これらの情報は、本件税務調査に係る資料に記録された個別具体的な情報であり、審査請求人と当該特定の個人がいずれも特定被相続人の共同相続人であったとしても、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえないことから、法１４条２号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法１５条２項の部分開示について検討すると、当該部分のうち、氏名は個人識別部分であるため部分開示の余地はなく、その余の部分も、これを開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから部分開示することはできない。

したがって、当該部分は法１４条２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分について

本件文書のうち１０分冊目は、本件税務調査の準備段階に関する資料、調査過程での経過状況等を記載した資料及び反面調査により収集した資料であることが認められる。

また、１０分冊目の不開示維持部分には、①調査の準備段階に関する情報（税務調査の着眼点及び参考情報並びに資料情報及び調査計画等）及び②反面調査で把握した事項に関する情報が記載されていることが認められる。

これらの情報には、国税当局が、どのような視点、順序を経て税務

調査を行い、調査資料等を収集し、その調査結果に応じてどのように審議、検討していくかなど、税務調査の着眼点、調査の範囲、規模を含む具体的な調査方針、調査方法等が記載されており、いずれも審査請求人が承知している情報とは認められず、いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものといえる。

そうすると、これらの部分を開示した場合、上記（１）イと同様の理由から、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示維持部分は、法１４条７号イの不開示情報に該当するため、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法１４条２号並びに７号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条２号並びに７号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表４に掲げる部分を除く部分は同条２号並びに７号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表４に掲げる部分は同条７号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第４部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別表 1 (原処分で不開示とした部分とその理由等)

1 1分冊目

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	条項
1	1 頁目の「相続税更正・決定決議書及び加算税の賦課決定決議書(第 1 表)」の「処理に要した日数」欄	当該部分には、調査対象として選定した理由、課税処分の具体的な方法、調査経過、調査担当者が検討した内容及び調査結果が詳細に記載されており、当該部分を開示することにより、税務調査の手の内を明らかにすることとなり、その結果、税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	法 1 4 条 7 号 柱書き及びイ
2	3 5 頁目の「相続税実地調査事績書兼非課税申告是認決議書」の「調査区分」欄、「処理区分」欄の一部、「資産所有等資料の作成」欄、「見込総遺産価額」欄、「区分 A B C」の下段 1 段目ないし 4 段目(項目を除く。)及び「4 調査日数」の「調査総日数」欄		
3	3 6 頁目の「資産税調査書(総括表)」の「1 実地調査の選定理由」欄、「3 調査の結果」欄の「(1) 処理区分」欄及び「(2) 増差所得金額(課税価格)」欄並びに「4 調査の概要」欄の上から 2 行目の 1 文字目ないし 1 8 文字目、4 行目の 1 3 文字目ないし 3 4 文字目、5 行目ないし 9 行目、1 0 行目の 9 文字目ないし 1 8 文字目、2 4 文字目ないし 3 4 文字目及び 1 1 行目の 1 文字目ないし 9 文字目		
4	3 7 頁目の「実地調査事案管理表」の「賦課徴収連絡票(実地調査用)」欄の「滞納の有無」欄並びに「現物確認調査実施状況」欄の上から 1 段目及び 2 段		

	目		
5	38頁目の全て		
6	43頁目の「調査結果の説明書付表（相続税）」の「所在場所」欄の上から11枠目の11文字目ないし18文字目，12枠目の11文字目ないし18文字目及び13枠目の13文字目ないし20文字目，「更正又は決定をすべきと認めた理由（主な証拠資料）」欄の上から5枠目ないし8枠目の各2行目の2文字目ないし8文字目，10枠目ないし12枠目の各3行目の2文字目ないし21文字目及び13枠目の3行目の2文字目ないし24文字目並びに「加算税の種類」欄の上から6枠目ないし9枠目及び11枠目ないし14枠目		
7	44頁目の「調査結果の説明書付表（相続税）」の「所在場所」欄の上から1枠目の13文字目ないし20文字目，「更正又は決定をすべきと認めた理由（主な証拠資料）」欄の上から1枠目のうち3行目の2文字目ないし24文字目，4枠目及び5枠目，6枠目ないし11枠目の3行目の2文字目ないし10文字目，12枠目及び13枠目並びに「加算税の種類」欄の上から1枠目ないし3枠目及び6枠目ないし11枠目		
8	45頁目の「調査結果の説明書付表（相続税）」の「加算税の		

	種類」欄の上から12枠目ないし14枠目		
9	46頁目の「調査結果の説明書付表（相続税）」の「加算税の種類」欄の上から1枠目ないし5枠目		
10	53頁目の「調査結果の説明書付表（相続税）」の「所在場所」欄の上から11枠目及び12枠目の11文字目ないし18文字目並びに13枠目の13文字目ないし20文字目、「更正又は決定をすべきと認めた理由（主な証拠資料）」欄の上から5枠目ないし7枠目の3行目の2文字目ないし21文字目及び8枠目の3行目の2文字目ないし24文字目並びに「加算税の種類」欄の11枠目ないし14枠目		
11	54頁目の「調査結果の説明書付表（相続税）」の「所在場所」欄の上から1枠目の13文字目ないし20文字目、「更正又は決定をすべきと認めた理由（主な証拠資料）」欄の上から1枠目の3行目の1文字目ないし23文字目、5枠目ないし8枠目の2行目の2文字目ないし8文字目及び10枠目ないし14枠目の3行目の2文字目ないし10文字目並びに「加算税の種類」欄の上から1枠目ないし3枠目、5枠目ないし8枠目及び10枠目ないし14枠目		
12	55頁目の「調査結果の説明書		

	付表（相続税）」の「更正又は決定をすべきと認めた理由（主な証拠資料）」欄の上から1枠目の3行目の2文字目ないし10文字目及び「加算税の種類」欄の上から1枠目		
1 3	5 6 頁目の「調査結果の説明書付表（相続税）」の「加算税の種類」欄の上から2枠目ないし9枠目		
1 4	1 1 2 頁目の調査手続チェックシートの「準備調査」欄の「区分 再調査の確認」欄の「日付」欄並びに「手続の履行状況」欄の「方法」欄及び「結果」欄		
1 5	1 3 6 頁目の「争点整理表」の「作成理由」欄，「類型」欄，「関係税目」欄及び「処理見込」欄		
1 6	1 3 8 頁目の「審理担当者等の意見」欄及び「指導事項等」欄並びに「局整理欄」欄のうち次の部分 上から1行目の一部 上から2行目の一部 上から3行目の一部 上から4行目		
1 7	1 4 1 頁目の「応接（電話）記録せん」の「備考」欄の一部		
1 8	6 8 頁目ないし8 2 頁目の全て	当該部分は、金融機関や開示請求者及び開示請求者以外の当該相続税に係る個人の取引先等（以下「取引先等」という。）に対して、担当者が調査・収集した資料で	法 1 4 条 7 号 柱 書 き 及 び イ

		<p>あり，開示することにより，調査の対象範囲や深度等国税当局の手の内を明らかにすることとなり，その結果，税務調査への対策を講じたり，税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど租税の賦課又は徴収に係る事務に関し，国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ，ひいては，税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>また，当該文書には，取引先等が反面調査に応じた事実やその詳細が記載されているが，これらの情報は，税務行政に対する理解と協力及び信頼に基づいて，取引先等から得た情報であることから，その内容が一部でも開示された場合，当該取引先等の関係者からの信頼を失い，じ後，国税当局への情報提供や税務調査への協力が得られなくなるなど，国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれが生じ，ひいては，税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	
19	126頁目の「調査経過記録書」1枚目並びに127頁目の「調査経過記録書」2枚目の「復命事項」欄の「年月日（手	当該部分は，開示請求者以外の個人に関する情報であり，開示請求者が知ることができる情報とは認められない	法14条2号並びに7号柱

	続名)」欄、「方法・場所（応接者）」欄、「調査事項・応接状況等」欄及び「指示事項等」欄	ことから、当該部分を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。	書き及びイ
20	128頁目の「調査経過記録書」3枚目の「復命事項」欄の「年月日（手続名）」欄の上から1枠目ないし6枠目及び8枠目ないし10枠目、「方法・場所（応接者）」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の上から1枠目ないし9枠目及び11枠目ないし13枠目並びに「指示事項等」欄の上から1枠目ないし9枠目及び11枠目ないし13枠目	また、当該部分には、調査対象として選定した理由、課税処分具体的な方法、調査経過、調査担当者が検討した内容及び調査結果が詳細に記載されており、当該部分を開示することにより、税務調査の手の内を明らかにすることとなり、その結果、税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
21	129頁目の「調査経過記録書」4枚目の「復命事項」欄の「年月日（手続名）」欄の上から1枠目ないし9枠目及び11枠目、「方法・場所（応接者）」欄、「調査事項・応接状況等」欄並びに「指示事項等」欄の上から1枠目ないし10枠目及び12枠目		
22	130頁目の「調査経過記録書」5枚目の「復命事項」欄の「年月日（手続名）」欄の上から1枠目ないし4枠目及び7枠目ないし11枠目、「方法・場所（応接者）」欄、「調査事項・応接状況等」欄並びに「指示事項等」欄の上から1枠目ないし5枠目及び8枠目ないし13枠目		
23	131頁目の「調査経過記録書」6枚目の「復命事項」欄の		

	「年月日（手続名）」欄の上から1 枠目ないし6 枠目及び8 枠目ないし1 0 枠目，「方法・場所（応接者）」欄，「調査事項・応接状況等」欄並びに「指示事項等」欄の上から1 枠目ないし7 枠目，9 枠目及び1 1 枠目ないし1 4 枠目		
2 4	1 3 2 頁目の「調査経過記録書」7 枚目の「復命事項」欄の「年月日（手続名）」欄の上から1 枠目，3 枠目ないし5 枠目及び1 0 枠目，「方法・場所（応接者）」欄，「調査事項・応接状況等」欄並びに「指示事項等」欄の上から1 枠目，3 枠目ないし6 枠目，9 枠目及び1 2 枠目ないし1 4 枠目		
2 5	1 3 3 頁目の「調査経過記録書」8 枚目の「復命事項」欄の「年月日（手続名）」欄，「方法・場所（応接者）」欄及び「調査事項・応接状況等」欄並びに「指示事項等」欄		
2 6	1 3 4 頁目の「調査経過記録書」9 枚目の「復命事項」欄の「年月日（手続名）」欄の上から1 枠目及び3 枠目，5 枠目，6 枠目及び8 枠目ないし1 1 枠目，「方法・場所（応接者）」欄，「調査事項・応接状況等」欄並びに「指示事項等」欄の上から1 枠目ないし4 枠目，6 枠目ないし8 枠目及び1 0 枠目ないし1 5 枠目		

27	135頁目の「調査経過記録書」10枚目の「復命事項」欄の「年月日（手続名）」欄の上から1枠目ないし7枠目及び9枠目ないし14枠目，「方法・場所（応接者）」欄，「調査事項・応接状況等」欄及び「指示事項等」欄の上から1枠目ないし8枠目，「調査事項・応接状況等」欄の上から9枠目の2行目の1文字目ないし3文字目並びに「方法・場所（応接者）」欄，「調査事項・応接状況等」欄及び「指示事項等」欄の上から10枠目ないし15枠目		
28	139頁目の「事実関係時系列表」の「年月日」欄及び「事実関係（納税者等が主張する事実を含む。）」欄の上から2枠目，6枠目，8枠目ないし13枠目，15枠目及び17枠目並びに「左の事実を示す証拠」欄の上から17枠目		
29	140頁目の「年月日」欄及び「事実関係（納税者等が主張する事実を含む。）」欄の上から1枠目，4枠目ないし17枠目及び19枠目並びに「左の事実を示す証拠」欄の上から1枠目，5枠目，9枠目，12枠目，14枠目及び16枠目		
30	214頁目の「贈与税及び相続税への加算額」の一部		
31	215頁目ないし217頁目		
32	218頁目の上から1行目ないし29行目及び余白部分		

3 3	2 1 9 頁目の上から 1 行目ないし 3 3 行目及び余白部分		
3 4	2 2 0 頁目の上から 1 行目ないし 9 行目及び余白部分		
3 5	2 0 8 頁目の「賦課徴収連絡票（実地調査用）」の「1 調査対象の状況等」の「整理番号」欄及び「2 滞納状況等」の「振替納税利用の有無」欄	当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者が知ることができる情報とは認められないことから、当該部分を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。	法 1 4 条 2 号

2 2 分冊目

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	条項
1	1 頁目の上から 1 行目の一部、3 行目ないし 6 行目、2 頁目及び 3 頁目の全て、7 5 頁目の上から 1 行目の一部及び 3 行目ないし 8 行目、9 7 頁目の上から 1 行目ないし 7 行目、1 0 7 頁目の上から 1 行目の一部及び 2 行目ないし 1 0 行目並びに 1 1 7 頁目の上から 1 行目の一部及び 2 行目ないし 7 行目	当該部分には、調査対象として選定した理由、課税処分 of 具体的な方法、調査経過、調査担当者が検討した内容及び調査結果が詳細に記載されており、当該部分を開示することにより、税務調査の手の内を明らかにすることとなり、その結果、税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	法 1 4 条 7 号 柱書き及びイ
2	1 2 3 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書（第 1 表）」のうち「申告額（千円）」欄、「構成比」欄及び「要調査事項の総括」欄等（項目を除く。）		
3	1 2 4 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書（第 2 表）」のうち「5 8 条受付番号」欄、「主業種」欄の一部及び「従業種」欄		

4	136頁目の「相続税資料カード兼準備調査書（第4表）」の「主業種」欄の一部		
5	137頁目の「相続税準備調査書（第5表）」の一部		
6	125頁目の「相続税準備調査書（第3表）」の一部	<p>当該部分は、収集した資料の内容及び当該資料等に基づき、調査担当者が調査の過程において検討した内容が詳細に記載されており、当該部分を開示することにより、調査の着眼点、調査の範囲、具体的調査方法、検討方法等税務調査の手の内を明らかにすることとなり、その結果、税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	<p>法14条7号柱書き及びイ</p>
7	126頁目ないし134頁目の「相続税準備調査書（第3表続）」の一部		
8	135頁目の「相続税準備調査書（第3表の付表）」の一部		
9	4頁目ないし74頁目、76頁目ないし95頁目及び98頁目ないし101頁目の全て		

		<p>課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>また、当該文書には、取引先等が反面調査に応じた事実やその詳細が記載されているが、これらの情報は、税務行政に対する理解と協力及び信頼に基づいて、取引先等から得た情報であることから、その内容が一部でも開示された場合、当該取引先等の関係者からの信頼を失い、じ後、国税当局への情報提供や税務調査への協力が得られなくなるなど、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	
10	105頁目の「印影確認表」のうち上部余白部分、確認場所名、「押印個所」欄、「使用者の氏名」欄、「保管者の氏名」欄、「使用目的等」欄、「保管場所」欄及び「摘要」欄の上から1行目	<p>当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者が知ることができる情報とは認められないことから、当該部分を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>	法14条2号並びに7号柱書き及びイ
11	106頁目及び108頁目ないし115頁目の全て	<p>また、当該部分は、取引先等に対して、担当者が調査・収集した資料であり、開示す</p>	

		ることにより，調査の対象範囲や深度等国税当局の手の内を明らかにすることとなり，その結果，税務調査への対策を講じたり，税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど租税の賦課又は徴収に係る事務に関し，国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ，ひいては，税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
1 2	1 1 8 頁目及び 1 1 9 頁目の全て並びに 1 2 0 頁目の「相続税の臨宅調査事績書（第 1 表）」（項目を除く）の全て	<p>当該部分は，開示請求者以外の個人に関する情報であり，開示請求者が知ることができる情報とは認められないことから，当該部分を開示することにより，開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>また，当該部分には，調査対象として選定した理由，課税処分の具体的な方法，調査経過，調査担当者が検討した内容及び調査結果が詳細に記載されており，当該部分を開示することにより，税務調査の手の内を明らかにすることとなり，その結果，税務調査への対策を講じたり，税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど，租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，国税</p>	法 1 4 条 2 号並びに 7 号 柱書及びイ
1 3	1 2 1 頁目の「相続税の臨宅調査事績書（第 2 表）」（項目を除く）の全て		
1 4	1 2 2 頁目の「相続税の臨宅事績書（第 3 表）」（項目を除く）の全て		
1 5	1 3 8 頁目及び 1 3 9 頁の全て		
1 6	1 4 6 頁目の「相続税の臨宅調査事績書（第 1 表）」（項目を除く）の全て及び余白部分		
1 7	1 4 7 頁目の「相続税の臨宅調査事績書（第 2 表）」（項目を除く）の全て及び余白部分		
1 8	1 4 8 頁目の全て		
1 9	1 4 9 頁目の「相続税の臨宅事績書（第 3 表）」（項目を除く）の全て		

20	150頁目, 151頁目, 153頁目, 154頁目及び155頁目ないし244頁目の全て	当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれが生じ, ひいては, 税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
21	123頁目の「相続税資料カード兼準備調査書(第1表)」のうち「相続税の納付状況」欄のうち財産取得者の数及び「財産取得者氏名」欄	当該部分は, 開示請求者以外の個人に関する情報であり, 開示請求者が知ることができる情報とは認められないことから, 当該部分を開示することにより, 開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。	法14条2号
22	124頁目の「相続税資料カード兼準備調査書(第2表)」のうち「3 被相続人の所得等の状況(円)」欄(項目を除く。)及び「4 被相続人の継続管理等の情報」(項目を除く。)		

3 3分冊目

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	条項
1	1頁目ないし17頁目の全て	当該部分は, 収集した資料の内容及び当該資料等に基づき, 調査担当者が調査の過程において検討した内容が詳細に記載されており, 当該部分を開示することにより, 調査の着眼点, 調査の範囲, 具体的調査方法, 検討方法等税務調査の手の内を明らかにすることとなり, その結果, 税務調査への対策を講じたり, 税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど, 租税の賦課若し	法14条7号柱書き及びイ
2	42頁目の上から1行目の一部及び3行目ないし8行目の一部		
3	106頁目の上から1行目ないし8行目の一部		
4	124頁目及び125頁目の全て		
5	126頁目の一部, 127頁目の全て及び128頁目の上から1行目ないし3行目の一部		
6	215頁目の上から1行目ないし4行目, 7行目及び8行目の一部		

7	399頁目の上から1行目ないし5行目の一部	くは徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
8	43頁目ないし105頁目の全て	<p>当該部分は、取引先等に対して、担当者が調査・収集した資料であり、開示することにより、調査の対象範囲や深度等国税当局の手の内を明らかにすることとなり、その結果、税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>また、当該文書には、取引先等が反面調査に応じた事実やその詳細が記載されているが、これらの情報は、税務行政に対する理解と協力及び信頼に基づいて、取引先等から得た情報であることから、その内容が一部でも開示された場合、当該取引先等の関係者からの信頼を失い、じ後、国</p>	法14条7号柱書き及びイ
9	107頁目ないし123頁目の全て		
10	129頁目ないし214頁目の全て		
11	216頁目ないし398頁目の全て		
12	400頁目ないし402頁目の全て		

		税当局への情報提供や税務調査への協力が得られなくなるなど、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
--	--	--	--

4 4分冊目ないし8分冊目

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	条項
1	4分冊目の文書（1頁目ないし512頁目）の全て	<p>当該部分は、取引先等に対して、担当者が調査・収集した資料であり、開示することにより、調査の対象範囲や深度等国税当局の手の内を明らかにすることとなり、その結果、税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>また、当該文書には、取引先等が反面調査に応じた事実やその詳細が記載されているが、これらの情報は、税務行政に対する理解と協力及び信頼に基づいて、取引先等から得た情報であることから、その内容が一部でも開示された場合、当該取引先等の関係者</p>	法14条7号柱書き及びイ
2	5分冊目の文書（1頁目ないし406頁目）の全て		
3	6分冊目の文書の（1頁目ないし364頁目）全て		
4	7分冊目の1頁目の「文書名」欄及び「送付先」欄、2頁目の「決裁」欄の下の1行目、3頁目の1行目ないし3行目、4頁目ないし7頁目の全て、8頁目の右上余白部分、「文書名」欄及び「送付先」欄、9頁目の「決裁」欄の下1行目、10頁目ないし14頁目の全て、15頁目の「文書名」欄及び「送付先」欄、16頁目の「決裁」欄の下1行目ないし3行目並びに17頁目ないし286頁目の全て		
5	8分冊目の文書（1頁目ないし517頁目）の全て		

		からの信頼を失い、じ後、国税当局への情報提供や税務調査への協力が得られなくなるなど、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
--	--	---	--

5 9分冊目

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	条項
1	1 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書（第 1 表）」のうち「申告額（千円）」欄、「構成比」欄及び「要調査事項の総括」欄等（項目を除く。）	当該部分には、調査対象として選定した理由、課税処分の具体的な方法、調査経過、調査担当者が検討した内容及び調査結果が詳細に記載されており、当該部分を開示することにより、税務調査の手の内を明らかにすることとなり、その結果、税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	法 1 4 条 7 号 柱書き及びイ
2	2 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書（第 2 表）」のうち「5 8 条受付番号」欄、「主業種」欄の一部及び「従業種」欄		
3	1 2 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書（第 4 表）」の「主業種」欄の一部		
4	1 4 頁目の「発送文書チェック表」の「文書名」欄及び「送付先」欄		
5	2 8 頁目の「発送文書チェック表」の「文書名」欄及び「送付先」欄		
6	7 5 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書（第 2 表）」のうち「主業種」欄の一部及び「従業種」欄		
7	8 0 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書（第 4 表）」のうち「主業種」欄の一部		

8	1 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書（第 1 表）」のうち「相続税の納付状況」欄の「財産取得者の数」及び「財産取得者氏名」欄	<p>当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者が知ることができる情報とは認められないことから、当該部分を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>	1 4 条 2 号
9	2 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書（第 2 表）」のうち「3 被相続人の所得等の状況（円）」欄（項目を除く。）及び「4 被相続人の継続管理等の情報」（項目を除く。）		
1 0	7 5 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書（第 2 表）」のうち「3 被相続人の所得等の状況（円）」欄（項目を除く。）及び「4 被相続人の継続管理等の情報」（項目を除く。）		
1 1	3 頁目の「相続税準備調査書（第 3 表）」の一部		
1 2	4 頁目ないし 1 1 頁目の「相続税準備調査書（第 3 表続）」の一部	<p>当該部分は、収集した資料の内容及び当該資料等に基づき、調査担当者が調査の過程において検討した内容が詳細に記載されており、当該部分を開示することにより、調査の着眼点、調査の範囲、具体的調査方法、検討方法等税務調査の手の内を明らかにすることとなり、その結果、税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが生じ、ひ</p>	法 1 4 条 7 号 柱書き 及びイ
1 3	1 3 頁目の「相続税準備調査書（第 5 表）」の一部		
1 4	3 9 頁目の全て		

		いては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
15	15頁目ないし27頁目の全て	<p>当該部分は、取引先等に対して、担当者が調査・収集した資料であり、開示することにより、調査の対象範囲や深度等国税当局の手の内を明らかにすることとなり、その結果、税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>また、当該文書には、取引先等が反面調査に応じた事実やその詳細が記載されているが、これらの情報は、税務行政に対する理解と協力及び信頼に基づいて、取引先等から得た情報であることから、その内容が一部でも開示された場合、当該取引先等の関係者からの信頼を失い、じ後、国税当局への情報提供や税務調査への協力が得られなくなるなど、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼ</p>	法14条7号柱書き及びイ
16	29頁目ないし38頁目の全て		
17	79頁目の「相続税資料カード兼準備調査書(第5表)」の一部		
18	81頁目の「相続税資料カード兼準備調査書(第5表)」の一部		

		すおそれがあるため。	
19	40頁目の「所得税の準確定申告書（第一表）」の整理欄の一部	当該部分は、申告書の具体的な審査事項等を記載する部分であり、当該部分を開示することにより、所得税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。	法14条7号柱書き
20	42頁目、48頁目、52頁目、56頁目、60頁目、64頁目及び68頁目の「所得税の準確定申告書（第一表）」の整理欄の一部		
21	44頁目の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書（第一表）」の整理欄の一部		
22	42頁目及び43頁目の「所得税の確定申告書」のフッター部分の一部	当該部分は、電子申告等システムにログインする際のセキュリティ情報が出力される部分であり、当該部分を開示することにより、電子申告等システムに侵入し、申告書等の不正出力やデータ改ざん、破壊等が行われることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	法14条7号柱書き
23	44頁目及び45頁目の所得税及び復興特別所得税の確定申告書のフッター部分の一部		
24	46頁目ないし71頁目の「所得税の確定申告書」及び「収支内訳書（不動産所得用）」のフッター部分の一部		
25	76頁目ないし78頁目の全部	<p>当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者が知ることができる情報とは認められないことから、当該部分を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>また、当該部分は、取引先等に対して、担当者が調査・収集した資料であり、開示することにより、調査の対象範囲や深度等国税当局の手の内を明らかにすることとなり、その結果、税務調査への対策</p>	法14条2号並びに7号柱書き及びイ

		を講じたり，税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど租税の賦課又は徴収に係る事務に関し，国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ，ひいては，税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
--	--	---	--

6 10分冊目

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	条項
1	1 頁目ないし 5 頁目の全て	当該部分は，収集した資料の内容及び当該資料等に基づき，調査担当者が調査の過程において検討した内容が詳細に記載されており，当該部分を開示することにより，調査の着眼点，調査の範囲，具体的調査方法，検討方法等税務調査の手の内を明らかにすることとなり，その結果，税務調査への対策を講じたり，税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど，租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれが生じ，ひいては，税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	法 1 4 条 7 号 柱書き及びイ
2	2 1 頁目の全て		
3	2 2 頁目の「署内資料及び署外資料の調査事績整理表」の上部右余白部分，「2 署外簿署等の調査」欄の「調査（照会）内容」欄及び「調査（照会）先」欄		
4	2 3 頁目の「署内資料及び署外資料の調査事績書整理表（続）」の「調査（照会）内容」欄及び「調査（照会）先」欄		
5	3 0 頁目ないし 3 4 頁目の全て		
6	7 頁目の「相続税申告相談・申	当該部分には，調査対象と	法 1 4

	告審理事績書兼非課税省略決議書」の「処理区分」欄及び「申告額（円）」欄の「仮表示」欄	して選定した理由，課税処分 の具体的な方法，調査経過， 調査担当者が検討した内容及 び調査結果が詳細に記載され ており，当該部分を開示する ことにより，税務調査の手の 内を明らかにすることとなり， その結果，税務調査への 対策を講じたり，税額計算上 の不正手口の巧妙化を図るな ど，租税の賦課若しくは徴収 に係る事務に関し，国税当局 による正確な事実の把握を困 難にするおそれ又は違法若し くは不当な行為を容易にし， 若しくはその発見を困難にす るおそれが生じ，ひいては， 税務行政の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがあるため。	条 7 号 柱 書 き 及びイ
7	2 4 頁目ないし 2 9 頁目の全て		
8	3 5 頁目の「相続税資料カード 兼準備調査書（第 2 表）」のう ち「5 8 条受付番号」欄，「主 業種」欄の一部及び「従業種」 欄		
9	3 8 頁目の「相続税課税見込事 案抽出票」の「番号」欄，「抽 出基準」欄及び「該当の有無」 欄		
1 0	6 頁目の全て	当該部分は，開示請求者以 外の個人に関する情報であ り，開示請求者が知ることが できる情報とは認められない ことから，当該部分を開示す ることにより，開示請求者以 外の個人の権利利益を害する おそれがあるため。	法 1 4 条 2 号
1 1	8 頁目の「資産税関係事案処理 等経過表」の上部余白並びに 「日付（日数）」欄，「事項」 欄，「面接者」欄及び「処理等 の経過」欄の上から 1 行目及び 2 行目		
1 2	9 頁目の「資産税関係事案処理 等経過表」の上部余白並びに 「日付（日数）」欄，「事項」 欄，「面接者」欄及び「処理等 の経過」欄の上から 1 行目		
1 3	1 0 頁目の「資産税関係事案処 理等経過表」の「日付（日 数）」欄，「事項」欄及び「面接 者」欄の上から 1 行目並びに 「処理等の経過」欄の上から 1		

	行目ないし7行目		
14	15頁目の「資産税関係事案処理等経過表」の「日付(日数)」欄,「事項」欄及び「面接者」欄の上から1行目並びに「処理等の経過」欄の上から1行目ないし18行目		
15	16頁目の「資産税関係事案処理等経過表」の「日付(日数)」欄の一部,「事項」欄の一部,「面接者」欄の一部及び「処理等の経過」欄の一部		
16	17頁目のメモの上部余白部分及び2行目ないし6行目の一部		
17	35頁目の「相続税資料カード兼準備調査書(第2表)」のうち上部右余白部分,「3被相続人の所得等の状況(円)」欄(項目を除く。)及び「4被相続人の継続管理等の情報」欄(項目を除く。)		
18	39頁目の「平成23年9月分相続税法58条の規定による通知書」の「市区町村民税の課税標準」欄		
19	40頁目及び41頁目の全て		
20	18頁目ないし20頁目の全て	当該部分は,取引先等に対して,担当者が調査・収集した資料であり,開示することにより,調査の対象範囲や深度等国税当局の手の内を明らかにすることとなり,その結果,税務調査への対策を講じたり,税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど租税の賦課又は徴収に係る事務に関	法14条7号柱書き及びイ
21	36頁目及び37頁目の全て		
22	44頁目及び45頁目の全て		
23	78頁目ないし237頁目の全て		

		し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
24	42頁目の所得税の準確定申告書（第一表）の整理欄の一部	当該部分は、申告書の具体的な審査事項等を記載する部分であり、当該部分を開示することにより、所得税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。	法14条7号柱書き

別表 2 (諮問庁が開示することが相当とする部分)

分冊	諮問庁が開示することが相当とする部分
2分冊目	1 2 3 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書 (第 1 表)」のうち「申告額 (千円)」欄及び「構成比」欄
	1 2 4 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書 (第 2 表)」のうち「主業種」欄及び「従業種」欄
	1 3 6 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書 (第 4 表)」の「主業種」欄の一部
9分冊目	1 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書 (第 1 表)」のうち「申告額 (千円)」欄及び「構成比」欄
	2 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書 (第 2 表)」のうち「主業種」欄及び「従業種」欄
	1 2 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書 (第 4 表)」の「主業種」欄
	3 9 頁目
	7 5 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書 (第 2 表)」のうち「主業種」欄及び「従業種」欄
	8 0 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書 (第 4 表)」のうち「主業種」欄
10分冊目	7 頁目の「相続税申告相談・申告審理事績書兼非課税省略決議書」の「申告額 (円)」欄
	3 5 頁目の「相続税資料カード兼準備調査書 (第 2 表)」のうち「主業種」欄及び「従業種」欄

別表 3 (補充理由説明書の別表)

番号	別表 1 の 対応箇所	分冊	不開示とした部分	不開示 理由
1	5 の番号 1 9	9 分冊目	4 0 頁目の「所得税の準確定申告書 (第一表)」の整理欄の一部	法 1 4 条 7 号 柱書き 及びイ
2	5 の番号 2 0	9 分冊目	4 2 頁目, 4 8 頁目, 5 2 頁目, 5 6 頁目, 6 0 頁目, 6 4 頁目及び 6 8 頁目の「所得税の確定申告書 (第 一表)」の整理欄の一部	
3	5 の番号 2 1	9 分冊目	4 4 頁目の「所得税及び復興特別所 得税の確定申告書 (第一表)」の整 理欄の一部	
4	6 の番号 2 4	1 0 分冊目	4 2 頁目の所得税の準確定申告書 (第一表) の整理欄の一部	
5	6 の番号 1 0	1 0 分冊目	6 頁目の全て	法 1 4 条 2 号
6	6 の番号 1 9	1 0 分冊目	4 0 頁目及び 4 1 頁目の全て	及び 7 号イ

別表 4 (開示すべき部分)

番号	分冊	開示すべき部分
1	2分冊目	76頁目, 77頁目及び79頁目ないし82頁目の全て
2		85頁目ないし88頁目の全て
3	9分冊目	22頁目の全て